

the crux tokyo station 規約

第 1 章 総則

第 1 条 (名称)

本ラウンジの名称は“the crux tokyo station”と表記し、“ざ くりゅっくす とうきょう すてーしょん”と呼称する。

第 2 条 (所在地)

本ラウンジの所在地は東京都中央区八重洲一丁目三番十八号とする。

第 3 条 (運営・管理)

本ラウンジの施設は株式会社ボルテックス（以下「会社」という。）が所有し、本ラウンジの運営・管理には会社および会社が定める者があたるものとする。

第 4 条 (目的及び利用の性質)

1. 本ラウンジは、第 8 条に定める会員（以下総称して「会員」という。）をもって構成される会員組織（以下「本クラブ」という。）の活動拠点として、会員相互の交流及び親睦を図り、人的・知的ネットワークの形成並びに会員の事業活動及び資産形成に資する情報交換の機会を提供することを目的とする。
2. 本ラウンジは、前項の目的に付随して、会員相互又は会員とゲストとの商談・打ち合わせその他のコミュニケーションの場として利用することができるほか、会員が執務、リモートワーク、オンライン会議その他これらに類する活動を行う場として利用することができる。
3. 本ラウンジの利用は、会社が会員に対して提供する会員向けサービスの一環であり、本規約に基づく利用により、会員に対し、本ラウンジ又はその一部について賃借権、使用借権、占有権その他これらに類する権利を付与するものではない。
4. 会員は、本ラウンジについて排他的又は独占的な使用权を取得するものではなく、会社は運営上必要があると認める場合、施設の配置、利用可能区域、利用時間、設備、提供サービス及び運営方法を変更することができる。
5. 本ラウンジは、会員相互の交流、商談及び執務のための施設であり、単なる休憩、喫茶店又は飲食店としての利用、飲食若しくは飲酒そのものを主目的とした利用その他本条の目的に反する利用をしてはならない。
6. 会社は、会員又はゲスト間で行われる取引、契約、投資、事業活動その他一切の活動について関与せず、その成立、履行又は結果を保証するものではない。

第 5 条（細則等）

1. 規約に定めのない事項および本ラウンジ運営のために必要な事項は、会社が別途定める the crux tokyo station 細則（以下「細則」という。）およびその他の施設利用規則等によるものとし、会員はこれらを遵守するものとする。会員が法人の場合、本ラウンジを利用する役職員および会員カードを使用する者にこれらを遵守させるものとする。
2. 本規約と細則に定める内容に矛盾や齟齬がある場合、本規約の内容が細則に優先する。

第 2 章 会員

第 6 条（入会手続き）

1. 入会希望者は、細則第 2 条に定める所定の方法で入会手続きを行う。
2. 会社は、前項において入会審査および登録審査を行うものとし、その自由な裁量により入会申込および登録申込を承認、または否認することができる。

第 7 条（利用開始手続き）

1. 会員は、細則第 2 条に定める方法にて会員登録および利用開始手続き（以下「利用開始手続き」という。）を行う。
2. 前項の利用開始手続きを終えた会員は、本ラウンジを利用することができる。

第 8 条（会員資格条件）

1. 第 10 条第 1 項において本ラウンジの会員カードの 1 枚目を付与される会員（以下「主たる会員」という）は、次の各号に定める条件をすべて満たさなければならない。
 - (1) 会社が管理する保有資産（「会社以外の者が販売または仲介した物件」、「V シェア」および「Seren Collective」を除く）もしくは会社が販売・仲介した実需物件（以下、「各種商品」という）を保有している者。ただし、「V シェア」および「Seren Collective」については第 9 条第 1 項第 5 号の条件に該当する場合のみ対象とする。

なお、保有している者が法人の場合は当該法人の代表者または当該代表者が任命した役職員を主たる会員とする。
 - (2) 本ラウンジの目的を理解し、会社が定めた本規約、細則その他運営規則を遵守できる者。
 - (3) 本ラウンジの会員にふさわしい品位と社会的信用のある者。
 - (4) 反社会的勢力（暴力団および過激行動団体を含むが、これに限られない）または

それに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力等」という。）でない者。

(5) 反社会的行動に関与（資金等の提供や便宜の供与などを含むが、これに限られない）していない者。

(6) 反社会的勢力等と密接な関係を有しない者。

(7) 不渡り等により金融機関等取引停止状態にない者。

(8) 破産、民事再生等の倒産手続開始の申し立てを受けておらず、または自ら申し立てていない者。

(9) 満 18 歳以上の個人である者。

2. 第 10 条第 3 項または第 4 項に基づき会員カードの貸与を受けた者（以下「カード使用者」という。）は、有効な当該会員カードを所持している間、当該会員カードを貸し出した会員の会員種別に応じて本ラウンジを利用する資格を有するものとし、前項第 2 号から第 9 号までに定める要件を満たさなければならない。

第 9 条（会員の種類）

1. 会員の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) ダイヤモンド会員：各種商品の保有額が 30 億円以上の会員

(2) プラチナ会員：各種商品の保有額が 20 億円以上 30 億円未満の会員

(3) ゴールド会員：各種商品の保有額が 10 億円以上 20 億円未満の会員

(4) シルバー会員：各種商品の保有額が 5 億円以上 10 億円未満の会員

(5) ブロンズ会員：各種商品の保有額が 5 億円未満の会員、V シェアの保有額が 3 億円以上の会員または SerenCollective を保有の会員。

なお、V シェアおよび SerenCollective の保有は、

各種商品の保有額に合算しないものとする。

2. 会員種類の追加・変更・廃止の必要が発生した場合、会社は速やかに本規約を改定するものとする。
3. 会員の各種商品の保有額に増減が発生した場合、会社は増減発生月の翌々月から会員種別の変更をする。
4. 各会員の会員種別は、会社が定めた規定に則り、会社が決定することができる。

第 10 条（会員カード）

1. 会員は、利用開始時に、次の各号に定める枚数の会員カードを会社より貸与されるものとする。

(1) ダイヤモンド会員：3 枚

(2) プラチナ会員：2 枚

(3) ゴールド会員：1 枚

(4) シルバー会員：1 枚

(5) ブロンズ会員：1枚

2. 会員が会員カードを紛失、破損した場合は速やかに会社に届け出るものとし、会社は別途、会員カードを再発行するものとする。
3. 会員が法人の場合は、貸与された会員カードを当該法人もしくはそのグループ会社の役職員または当該法人の代表者の三親等以内の親族に対してのみ貸出しを行うことができる。
4. 会員が個人の場合は、貸与された会員カードを当該会員の三親等以内の親族に対してのみ貸出しを行うことができる。
5. 会員は、会員カードを使用する者に本規約、細則その他会社が定める運営規則を遵守させるものとするとともに、当該使用者が前二項に定める者であることおよび当該使用者による本ラウンジの利用について責任を負うものとする。

第 11 条（利用可能エリアおよび利用回数）

1. 会員は会員の種類に応じて、次の各号に定める利用可能な施設エリアの制限を受けるものとする。
 - (1) ダイヤモンド会員：ラウンジ、ロアスイート、ドレ、ノアール
 - (2) プラチナ会員：ラウンジ、ロアスイート（有料）、ドレ、ノアール
 - (3) ゴールド会員：ラウンジ、ロアスイート（有料）、ドレ、ノアール
 - (4) シルバー会員：ラウンジ（有料）、ドレ（有料）、ノアール（有料）
 - (5) ブロンズ会員：ラウンジ（有料）、ドレ（有料）、ノアール（有料）
2. 会員は会員の種類に応じて、次の各号に定める年間の施設利用回数の制限を受けるものとする。
 - (1) ダイヤモンド会員：無制限
 - (2) プラチナ会員：無制限
 - (3) ゴールド会員：無制限
 - (4) シルバー会員：無制限
 - (5) ブロンズ会員：年間 6 回
3. 会社は、利用可能エリアや利用回数を変更できるものとし、その場合速やかに本規約を改定するものとする。
4. 年度の途中（4 月以降）で入会したブロンズ会員の利用回数制限は、入会月より翌年 3 月までの月数を 2 で除して得た回数とし、1 回未満の端数は切り上げる。

第 12 条（各施設利用料）

1. ラウンジの施設利用料は、会員の種類に応じて、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) ダイヤモンド会員：¥0
 - (2) プラチナ会員：¥0

- (3) ゴールド会員：¥0
- (4) シルバー会員：¥4,000/1 日（同日中の退場、再入場は何度でも可）
- (5) ブロンズ会員：¥4,000/1 日（同日中の退場、再入場は何度でも可）
- 2. ロアスイートの施設利用料は、会員の種類に応じて、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) ダイヤモンド会員：¥0
 - (2) プラチナ会員：¥5,000/1 時間
 - (3) ゴールド会員：¥5,000/1 時間
 - (4) シルバー会員：使用不可
 - (5) ブロンズ会員：使用不可
- 3. ドレの施設利用料は、会員の種類に応じて、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) ダイヤモンド会員：¥0
 - (2) プラチナ会員：¥0
 - (3) ゴールド会員：¥0
 - (4) シルバー会員：¥2,000/1 時間
 - (5) ブロンズ会員：¥2,000/1 時間
- 4. ノアールの施設利用料は、会員の種類に応じて、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) ダイヤモンド会員：¥0
 - (2) プラチナ会員：¥0
 - (3) ゴールド会員：¥0
 - (4) シルバー会員：¥2,000/1 時間
 - (5) ブロンズ会員：¥2,000/1 時間
- 5. 第2項から前項までに定める施設の利用時間を延長する場合、会員は、延長時間1時間につき、各項各号に定める1時間当たりの施設利用料と同額の延長料金を支払うものとする。
- 6. 会社は、本ラウンジの施設利用料の金額を変更できるものとし、その場合速やかに本規約を改定するものとする。

第13条（同伴可能人数）

- 1. 会員が会員以外のものを同伴（以下、「ゲスト」という。）する場合は、会員の種類に応じて、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) ダイヤモンド会員：人数制限なし（※施設定員の範囲内）
 - (2) プラチナ会員：人数制限なし（※施設定員の範囲内）
 - (3) ゴールド会員：人数制限なし（※施設定員の範囲内）
 - (4) シルバー会員：1名まで
 - (5) ブロンズ会員：1名まで

2. シルバー会員およびブロンズ会員がドレまたはノアールを利用の場合は、前項の人数制限にかかわらず、ドレまたはノアールについて会社が定める定員までゲストを同伴することができる。なお、当該定員には予備椅子の数を含めないものとする。
3. シルバー会員およびブロンズ会員が本条第1項に定める人数を超えてゲストを同伴する場合、施設ごとに会社が定める定員の範囲内に限り、超過するゲスト1名につき2,000円を支払うものとする。

第14条（飲食物の提供）

1. 会社は、本ラウンジの運営上のサービスとして、会員及びゲストに対し飲食物（アルコール飲料を含む。）を提供することができる。
2. 本ラウンジにおける飲食物の提供は、第4条に定める本ラウンジの目的に付随するものであり、会員相互の交流、商談又は執務に伴う範囲に限られるものとする。
3. 会員及びゲストは、飲食又は飲酒の提供を受けること自体を主目的として本ラウンジを利用してはならない。
4. 会社は、飲食又は飲酒を主目的と評価されるおそれのある提供方法（飲み放題、試飲会その他これらに類する方法を含む。）を行わないものとする。
5. ロアスイートにおいて会社が別途定める飲食物を提供する場合、その利用料金は次のとおりとする。
 - (1) ダイヤモンド会員：無料
 - (2) プラチナ会員：無料
 - (3) ゴールド会員：有料
6. 会社が提供する飲食物は、ラウンジ内で消費するものとし、持ち帰ることができない。
7. 会社は、20歳未満の者又は酒類提供後に車両等を運転するおそれのある者に対し、酒類を提供しないものとする。
8. 会社は、酒類の提供に当たり酒類の提供を受ける者が20歳以上であることを確認するものとし、必要があると認める場合、当該者に対し年齢確認のための身分証明書の提示を求めることができるものとし、20歳以上であることを確認できない場合は酒類を提供しないものとする。
9. 会社が会員又はイベント参加者に対して飲食物を提供する場合は、食品衛生、酒類提供その他関係法令を遵守しなければならない。
10. 会社は、飲食物の提供に当たり、必要な許可又は届出を有する事業者を利用することができる。また、食品衛生その他の安全管理上必要がある場合、飲食物の提供方法について制限を設けることができる。
11. 会社は、食品衛生、関係法令若しくは行政機関の指導又は運営上の必要に応じ、飲食物の品目、提供方法、提供数量、提供時間帯その他提供条件を変更し、又は提供を

停止することができる。

第 15 条（施設利用料金の支払い）

1. 会員は、細則第 4 条に定める方法により施設利用料を支払う。
2. 細則第 4 条に定める支払い期限を過ぎ、かつ、会社から支払いの催告を受けた後も支払いを怠る場合、会社は本規約および細則に従い、第 19 条および第 20 条に定める処分を行うことができる。

第 16 条（会員資格の譲渡）

会員は、本ラウンジとの契約上の地位または権利もしくは義務を、第三者に譲渡し、承継させ、または担保として使用してはならない。

第 17 条（退会）

会員は細則第 5 条に定める本ラウンジ所定の方法により退会手続きをすることで、本クラブを退会することができる。

第 18 条（会員資格の喪失）

1. 会員が次の各号のいずれかに該当した場合、会員資格は終了する。
 - (1) 退会
 - (2) 除名
 - (3) 死亡（個人の場合）
 - (4) 法人の解散またはその他これに準ずるとき（法人の場合）
 - (5) 主たる会員が第 8 条第 1 項第 1 号に定める会員資格条件を満たさなくなったとき
2. 会員が会員資格を喪失したときは、会員としての一切の権利を失い、本ラウンジの利用はできなくなる。

第 19 条（禁止事項および会員資格停止処分）

1. 本ラウンジの利用にあたり、以下の事項を禁止する。
 - (1) 本ラウンジまたは会社の名誉、信用、品位を傷つけ、秩序を乱す行為。
 - (2) 本ラウンジの施設を故意に毀損する行為。
 - (3) 施設利用料その他を滞納し、会社からの期日を定めた催告に応じないこと。
 - (4) 本ラウンジ内における本クラブの趣旨に反する営利を目的とした活動等の行為。
 - (5) 本ラウンジ内における本クラブの趣旨に反するメディア（SNS 等含む）を通じた発信・宣伝等の行為。
 - (6) 本ラウンジ所在地における事務所登記やホームページ・名刺等で自らの活動場所として表示すること。

- (7) 本規約、細則、その他本ラウンジの定める規定への違反する行為。
 - (8) 第8条第1項各号のいずれかを満たさなくなったこと。
 - (9) 第8条第1項第2号または第4号から第7号までのいずれかに定める条件を満たさないゲストを本ラウンジに同伴する行為。
 - (10) 利用する意思なく各施設の予約をする等、他会員の利用を妨げる行為。
 - (11) 他の会員・ゲストに迷惑をかける行為。
 - (12) 会員、スタッフ、ゲストおよび会社、本ラウンジを誹謗中傷する行為。
 - (13) 前各号のほか、会社が本ラウンジの会員として不適当であると合理的に判断する行為。
 - (14) 本ラウンジを、商談・執務等を伴わない単なる休憩又は喫茶店（カフェ）利用の態様で利用すること。
 - (15) 飲食又は飲酒の提供を受けること自体を主目的として利用し、又は当該主目的と受け取られ得る態様で企画・勧誘・告知すること。
2. 会社は、会員が前項各号のいずれかに該当すると判断した場合（会員が法人の場合は、その役職員または会員カードを使用する者が前項各号のいずれかに該当すると判断した場合を含む）、会員に対し、登録されたメールアドレスへの電子メールその他会社が適切と認める方法により通知したうえで、その裁量により6か月を超えない範囲で期間を定め、会員の本ラウンジ利用における権利の全部または一部を制限することができる。
- ただし、事実確認または是正措置のため引き続き制限する合理的な必要がある場合、会社は、その理由および期間を通知した上で、制限期間を延長することができる。
3. 会員は、前項による権利制限中、会社が制限の対象として通知した本ラウンジの施設、サービスその他の権利を利用できないものとする。

第20条（除名）

会社は、会員が次の各号のいずれかに該当し、当該会員との契約関係を継続することが困難であると判断した場合、会員に対しその旨を通知することにより、会員を除名することができる。

- (1) 本ラウンジまたは会社の名誉、信用、品位を著しく傷つけ、秩序を乱した場合。
- (2) 本ラウンジの施設を故意に毀損し、その程度が大きい場合。
- (3) 本ラウンジ内において、本ラウンジの趣旨に反する営利を目的とした活動等の行為があった場合。
- (4) 本ラウンジ内において、本ラウンジの趣旨に反するメディア（SNS等含む）を通じた発信・宣伝等の行為があった場合。
- (5) 本ラウンジ所在地における事務所登記やホームページ・名刺等で自らの活動場所として表示すること。

- (6) 本規約、細則、その他本ラウンジの定める規定に重大な違反をした場合。
- (7) 入会に際し虚偽の申告をしたことが明らかになった場合。
- (8) 第 8 条第 1 項各号のいずれかを満たさなくなった場合。
- (9) 会社の催告を受けたにも拘わらず、第 19 条第 1 項各号の行為を繰り返した場合。
- (10) 他の会員・ゲストに多大な迷惑をかけた場合。
- (11) 住所変更の届出を怠る等、会員の責めに帰すべき事由によって会員の所在が不明になった場合。
- (12) 前各号のほか、会社が、当該会員との契約関係を継続することが困難であると合理的に判断した場合。
- (13) 会員が法人の場合において、本ラウンジを利用する役職員または会員カードを使用する者が前各号に該当する場合。

第 3 章 その他

第 21 条（施設の変更・廃止）

1. 会社は、会社が必要と判断したときは、会社の定める方法により相当の期間を定め会員に予告した上で、本ラウンジの施設及び運営形態を変更、または本クラブを閉鎖することができるものとする。
2. 前項により本ラウンジが閉鎖された場合、会社は、会員が支払った施設利用料その他の料金のうち、閉鎖により提供されないサービスに対応する金額があるときは、合理的方法により精算するものとする。
3. 前項に定める場合を除き、本ラウンジの閉鎖に関する会社の損害賠償責任については、第 22 条の定めによる。

第 22 条（損害賠償責任の免責）

会社は、会員またはゲストの本ラウンジの利用に際し生じた損害、盗難等の事故について、会社の責めに帰すべき事由がない限り、責任を負わないものとする。ただし、会社の故意または重大な過失によって生じた損害および会員またはゲストの生命または身体に生じた損害については、この限りではなく、会社は法令に従い責任を負うものとする。

第 23 条（会員等の損害賠償責任）

1. 会員は、自己の責任において本ラウンジの施設を利用しなければならない。
2. 会員が本ラウンジの利用に際し、自己の責めに帰すべき事由により、本ラウンジ内の設備・備品・装飾等を破壊・破損した場合および会社または第三者に損害を与えた場合、速やかにその賠償をしなければならない。なお、細則第 12 条に定めるゲストが会社または第三者に損害を与えた場合、当該ゲストを同伴した会員が連帯して賠償の

責を負うものとする。

3. 会員が法人の場合において、その法人の役職員、会員カードを使用する者またはこれらの者が同伴したゲストが前項により損害賠償責任を負う場合、当該法人会員は、これらの者と連帯してその責を負うものとする。

第 24 条（個人情報取扱指針）

1. 会社は、会員およびゲストの個人情報を、会社が別途定める個人情報保護方針に基づき適切に管理し、次の各号に掲げる場合その他法令上認められる場合を除き、第三者へ開示しないものとする。
 - (1) 法令に基づく開示請求があった場合。
 - (2) 会員の事前の同意がある場合。
 - (3) 会員の生命、身体、財産の保護のために必要であり、本人の同意を得ることが困難である場合。
2. 会員カード紛失時、会社はカードの再発行作業に加え、速やかに紛失カードの利用停止措置を講じ、不正利用防止に努める。
3. 紛失に起因する不正利用が発生した場合、会社は合理的な範囲で調査を行うものとし、調査結果を会員に通知する。

第 25 条（通知）

本規約、細則その他利用に関する諸規則の改定、廃止等の会員への通知は、所定の場所（マイページを含む）に掲示その他会社が適切と認める方法により行うものとする。

第 26 条（規約の改定）

1. 会社は、本ラウンジの運営上その他の事由により変更する必要があると判断したときは、法令の定めに従い、本規約および細則を改定することができる。
2. 会社は、前項の改定を行う場合、改定する旨、改定後の内容およびその効力発生日を、前条に定める方法により周知するものとする。

第 27 条（準拠法および適用語）

1. 本規約に係る法律関係については、日本法を準拠法とする。
2. 本規約が日本語以外の言語に翻訳される場合で日本語版と矛盾や齟齬が生じた場合、常に日本語版が優先されるものとする。

第 28 条（裁判管轄）

本規約および細則に関連して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を訴訟および調停の第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 29 条（消費税）

本規約および細則に記載のある金額は消費税別とする。

第 30 条（施行）

本規約は 2026 年 9 月 1 日より施行するものとする。

【附則】

2025 年 9 月 1 日 制定

2026 年 9 月 1 日 改定

the crux tokyo station 細則

第 1 章 総則

第 1 条（細則）

1. 本細則は、株式会社ボルテックス（以下「会社」という。）が所有する the crux tokyo station（以下「本ラウンジ」という。）に関する規約（以下「規約」という。）第 5 条第 1 項に定める細則として、必要事項を定めるものとする。なお、本ラウンジの運営・管理には会社および会社が定める部署または担当者があたるものとする。
2. 本細則と規約に定める内容に矛盾や齟齬がある場合、規約の内容が本細則に優先する。
3. 本細則にて使用する用語の意味は、特段の定めがない限り規約における定義に従う。

第 2 章 各種手続き

第 2 条（入会手続き）

規約第 6 条に定める入会手続きについては、以下の方法によって実施される。

- (1) 規約第 8 条第 1 項第 1 号に定める条件を満たした者（以下「対象者」という）は、会社による本ラウンジの案内を受けた上で入会手続きを行うものとする。
- (2) 対象者は、規約および本細則に同意した上で、会社が指定する方法により入会申込フォームに必要事項を入力し、本ラウンジの登録手続きを行う。なお、対象者が入会申込フォームへの入力代行に同意した場合に限り、会社は、対象者から必要な情報を受け、当該入力を代行することができる。ただし、規約および本細則への同意は、対象者本人が会社所定の方法により行うものとする。
- (3) 会社は、前号の情報に基づき審査を実施し、入会の可否および利用契約開始日を対象者に対して電子メールにより通知する。
- (4) 対象者は、入会手続きまたは会員カードの交付を受ける際に会社から本人確認を求められた場合、運転免許証その他会社が認める本人確認書類を提示しなければならない。
- (5) 会社は、入会手続きおよび前号の本人確認の完了後、会員に対して会員カードを交付する。

第 3 条（会員カード使用者）

1. カード使用者は、当該会員カードを貸し出した会員の会員種別に応じて本ラウンジを利用することができる。

2. 会員カードを貸出す会員は、当該会員カードの使用者が規約第 10 条第 3 項または第 4 項に定める者であることを確認するものとする。
3. 会員は、会社が必要と認める場合、当該会員カードの使用者が規約第 10 条第 3 項または第 4 項に定める者であることを確認するために合理的に必要な情報または資料を提出するものとする。
4. 会員は、会員カードの使用者による本ラウンジの利用に関する一切の行為および債務について、当該使用者と連帯して責任を負うものとする。

第 4 条（施設利用料等の支払い）

1. ダイヤモンド会員
 - (a) 施設利用料は発生しない。
 - (b) オプション利用などで支払いが発生する場合は、利用時に本ラウンジにて支払いを行うこととし、支払方法はキャッシュレス決済のみとする。また、本ラウンジは現金払いや請求書払いには対応していないことをあらかじめ了承する。
2. プラチナ会員
 - (a) 施設利用料は発生しない。
 - (b) ロアスイート利用時には 1 時間までの利用で 5,000 円を支払うものとし、利用時間を延長する場合には、延長時間 1 時間につき 5,000 円の延長料金を支払うこととする。
 - (c) ロアスイート利用やオプション利用などで支払いが発生する場合は、利用時に本ラウンジにて支払いを行うこととし、支払方法はキャッシュレス決済のみとする。また、本ラウンジは現金払いや請求書払いには対応していないことをあらかじめ了承する。
3. ゴールド会員
 - (a) 施設利用料は発生しない。
 - (b) ロアスイート利用時には 1 時間までの利用で 5,000 円を支払うものとし、利用時間を延長する場合には、延長時間 1 時間につき 5,000 円の延長料金を支払うこととする。
 - (c) ロアスイート専用メニューはオプション利用となり、飲食物利用時にはメニュー記載金額を支払うこととする。
 - (d) ロアスイート利用やオプション利用などで支払いが発生する場合は、利用時に本ラウンジにて支払いを行うこととし、支払方法はキャッシュレス決済のみとする。また、本ラウンジは現金払いや請求書払いには対応していないことをあらかじめ了承する。
4. シルバー会員
 - (a) 施設利用料は 1 日あたり 4,000 円とする。ただし同日内であれば退場・再入場は

何度でも可能とする。

- (b) ドレ・ノアール利用時には 1 室あたり 1 時間までの利用で 2,000 円を支払うものとし、利用時間を延長する場合には延長時間 1 時間につき 2,000 円の延長料金を支払うこととする。
- (c) 個室利用やオプション利用などで支払いが発生する場合は、利用時に本ラウンジにて支払いを行うこととし、支払方法はキャッシュレス決済のみとする。また、本ラウンジは現金払いや請求書払いには対応していないことをあらかじめ了承する。

5. ブロンズ会員

- (a) 施設利用料は 1 日あたり 4,000 円とする。ただし同日内であれば退場・再入場は何度でも可能とする。
- (b) ドレ・ノアール利用時には 1 室あたり 1 時間までの利用で 2,000 円を支払うものとし、利用時間を延長する場合には延長時間 1 時間につき 2,000 円の延長料金を支払うこととする。
- (c) 個室利用やオプション利用などで支払いが発生する場合は、利用時に本ラウンジにて支払いを行うこととし、支払方法はキャッシュレス決済のみとする。また、本ラウンジは現金払いや請求書払いには対応していないことをあらかじめ了承する。

- 6. クレジットカード支払いの場合、支払い回数は 1 回払いとする。会員の口座振替日は各クレジットカード会社所定の振替日によるものとする。なお、何らかの理由でクレジットカードによる決済ができなかった場合、会社または会社が指定する者は、会員に対して請求書を発行し、会員は当該請求書に定める期限までに銀行振り込みにより支払うものとする。

第 5 条（退会手続き）

会員は、本クラブを退会する場合、次の各号に定める手続に従い退会手続きを行うものとする。

- (1) 会員は、退会手続書を提出する月の 10 日までに退会の意思を会社に申し出、会社より交付される退会手続書に必要事項を記入の上、同月 20 日までにこれを会社に提出するものとする。
- (2) 退会手続書を提出した月の翌月末日を退会日とする。会員は、退会日までに発生した利用料金等の未精算分がある場合、退会日の翌月末日までに最終精算を行うものとする。

第 3 章 ラウンジ利用

第 6 条（会員の権利と義務）

会員は、規約および本細則に従い、本ラウンジの施設及び付随するサービスを利用できる。

第 7 条（ドレスコード）

1. 本ラウンジ利用におけるドレスコードは定めない。
2. 前項にかかわらず、会社は、本ラウンジにて催されるイベント、セミナー等によって別途ドレスコードを指定できるものとし、適宜会員に通知するものとする。

第 8 条（喫煙）

1. 本ラウンジ内における喫煙は、関係法令に基づき喫煙が認められる所定の喫煙場所に限るものとする。
2. 20 歳未満の会員およびゲストは、前項の喫煙場所に立ち入ることができない。会社は、会員およびゲストに対し、年齢確認のため会社が認める身分証明書の提示を求めることができるものとする。

第 9 条（飲食運用のルール）

1. 飲食物（アルコール類を含む。）の提供は、規約第 14 条に従い、商談等に付随する範囲に限定する。
2. 本ラウンジは、何杯でも自由に飲める状態での提供、飲み放題、試飲会その他飲食または飲酒を主目的と評価されるおそれがある態様にならないよう、提供量、提供回数および提供方法を運用上制限する。
3. 飲食物の品目、数量、提供時間帯および提供方法（スタッフによる提供の有無を含む。）は、運営上の都合により会社が定めるものとし、会員およびゲストはこれに従うものとする。
4. 外部手配（ケータリング、弁当等を含む。）を伴う場合、現地調理、盛付け、切り分け、カット等を行わないものとする。また、取り皿等には、原則として使い捨て容器等を使用する。
5. 会社は、行政機関の指導または関係法令の変更等により必要がある場合、本条に定める運用を事前の予告なく変更することができる。

第 10 条（携帯電話および撮影機器の利用）

1. 携帯電話による通話、インターネット通話（Zoom、Teams など）への参加は、本ラウンジ内のすべての場所で可能とする。なお、会員およびゲストは、他の利用者を含

め周囲への配慮に努めるものとする。

2. 携帯電話または撮影機器を用いた写真またはビデオの撮影は、私的利用の範囲で認めるものとする。ただし、他の利用者の承諾なく、当該利用者を識別できる写真またはビデオを撮影してはならない。
3. 本ラウンジ内において取材等を実施する場合は、事前に会社の承認を得るものとする。
4. 映画、動画、インターネット通話、プレゼンテーション等により音声が発する場合、会員およびゲストは、ヘッドホン等を使用するなど、他の利用者に聞こえないよう配慮するものとする。

第 11 条（持ち込みの制限）

本ラウンジへの次の各号に掲げる物の持ち込みを禁止する。

- (1) 犬、猫等のペット。ただし、身体障がい者補助犬を除く。
- (2) 発火性または引火性の物。
- (3) 悪臭または有害物質を発する物。
- (4) ナイフ等の危険物。
- (5) その他法令により所持を禁止されている物。
- (6) その他、他の会員またはゲストの迷惑となる物。

第 12 条（ゲスト）

1. 会員は、本ラウンジにゲストを同伴することができる。
2. ダイヤモンド会員、プラチナ会員およびゴールド会員が 1 回の施設利用につき同伴できるゲストの人数は、施設定員の範囲内において無制限とする。ただし、ロアスイート、ドレ、ノアールの個室およびゲストが参加できるイベントを事前予約した場合の上限人数は、各個室およびイベントについて会社が定める基準に従うものとする。
3. シルバー会員およびブロンズ会員が 1 回の施設利用につき無料で同伴できるゲストの人数は、1 名とする。2 名目以降のゲストについては、ゲスト 1 名につき 2,000 円の追加費用を支払うことにより、追加して同伴することができる。ただし、ドレ、ノアールの個室およびゲストが参加できるイベントを事前予約した場合は、追加費用の支払いの有無にかかわらず、各個室およびイベントについて会社が定める上限人数を超えることができない。
4. ゲストの入退館に際しては、会員自身がゲストと同伴し、ゲストに規約および本細則を遵守させるものとする。会員は、ゲストの本ラウンジの利用に関する一切の行為および債務（利用料金支払債務を含む。）について責任を負うものとする。なお、本ラウンジの混雑状況等に鑑み、会社はゲストの入場を制限することができる。
5. ゲストは、満 12 歳以上でなければならない。

第 13 条（会員カード）

1. 会員は、会社が貸与する会員カードを本ラウンジの会員カードとして利用し、本ラウンジへの来館時にセキュリティカードとして利用することができる。なお、事前に利用予約した場合は、予約確認メールに記載された二次元コードを会員カードに代えて利用することができる。
2. 会員カードを交付された会員が、会員カードを紛失し、破損し、または損傷した場合（以下総称して「紛失等」という。）は、会社所定の方法により、速やかに再交付を申請しなければならない。なお、再交付に要する費用は、会員の負担とする。
3. 会員は、会員カードまたは二次元コードを、規約第 10 条第 3 項または第 4 項に定める者以外の第三者に譲渡し、貸与し、または使用させてはならない。また、会員の責めに帰すべき事由による会員カードまたは二次元コードの紛失、漏えいまたは不正使用により会社または第三者に損害が生じた場合、会員は当該損害を賠償する責任を負う。
4. 会員が規約第 17 条に基づき退会し、または規約第 20 条に基づき除名された場合、会社は、当該会員に係る会員カードおよび二次元コードの登録を削除する。会員が規約第 19 条に基づき会員資格停止を受けた場合、会社は、その停止期間中、当該会員に係る会員カードおよび二次元コードの利用を停止する。

第 14 条（開館日）

1. 本ラウンジの開館日における営業時間は 平日 10:00 ～ 19:00 までとする。
2. 会社は、前項に定める営業時間を変更する場合、事前に会員に対し、ホームページその他会社が適切と認める方法により通知する。ただし、緊急その他やむを得ない事由により事前に通知することが困難な場合は、この限りではない。

第 15 条（休館日）

1. 本ラウンジの休館日は、土曜日、日曜日、祝日、年末年始および会社が別途定める日とする。
2. 天災地変等により本ラウンジが不測の損害を被った場合、または本ラウンジの改修もしくは補修が必要となった場合、会社は、一定期間、本ラウンジの全部もしくは一部を休館し、一時閉鎖することができる。
3. 会社は、前項に基づき本ラウンジの全部もしくは一部を休館し、または一時閉鎖する場合、事前に会員に対し、ホームページその他会社が適切と認める方法により通知する。ただし、緊急その他やむを得ない事由により事前に通知することが困難な場合は、この限りではない。
4. 本ラウンジが所在する建物（以下「本建物」という。）において法令に基づく設備点検等が行われる場合、本ラウンジは休館する。

第 4 章 プライベートコンシェルジュ利用

第 16 条（サービスの利用）

1. 会員は、本クラブのスタッフに申し込むことにより、会社が対応可能な範囲でサービスを利用することができる。ただし、会社は、当該サービスの提供を保証するものではなく、対応の可否および内容は会社の裁量による。
2. 依頼の内容によっては、物品購入代金、修繕費用、各種証明書発行手数料（役所、法務局等）、交通費、配送料、時間に応じた代行手数料等の実費が発生する。
3. 前二項にかかわらず、次の各号に掲げるサービスは提供しない。
 - (1) 会員の業務に直接関係する依頼（会社名宛での領収証が必要となり得る事項等を含む）。
 - (2) 法令に抵触し、またはそのおそれのある依頼。
 - (3) 会社または本ラウンジのスタッフが自ら行うことにより、法令上の資格、許可、認可、登録または届出を要する業務に該当する依頼。
 - (4) 貴重品（貴金属、精密機械等を含む。）の預かりが必要となる依頼。
 - (5) 緊急性の高い依頼。
 - (6) その他、本ラウンジまたはプライベートコンシェルジュデスクが、合理的に対応できないと判断した依頼。

第 17 条（各施設の予約及び予約の変更）

1. 来場および各個室の利用については、予約のうえ利用することとする。予約は、対面（本ラウンジのレセプション）、電話、電子メールまたはホームページで予約を受け付ける。
2. 予約は、利用日の 3 カ月前の同一日から受け付ける。
3. 予約の変更およびキャンセルは、利用日の前日 18:00 までに対面（本ラウンジのレセプション）、電話または電子メールで行うことができる。利用日の前日 18:00 以降にキャンセルを行う場合であっても、キャンセル料は発生しない。ただし、オプションを発注している場合、キャンセル時点で手配済みのものに係る実費相当額は、会員の負担とする。

第 5 章 イベント開催・参加

第 18 条（イベントの開催・参加）

1. 会社および会員は、本ラウンジ内において、他の会員またはゲスト向けにイベントを企画し、開催することができる。
2. イベントは、本ラウンジの趣旨に沿った内容である必要があり、企画内容の相談およ

び会社による事前審査を経るものとする。会社は、イベントの内容または開催方法が本ラウンジの趣旨に反すると判断した場合、開催前または開催中であっても、イベントの中止または内容の変更を求めることができる。

3. 飲食または飲酒を主目的とするイベント（試飲会、飲み放題に類する態様を含む。）を企画し、開催してはならない。飲食物の提供を伴う場合は、規約第 14 条および本細則第 9 条に従うものとする。
4. 会員は、会社または他の会員が企画し、または主催するイベントに参加することができる。予約、キャンセル、支払い方法およびゲストの参加の可否については、各イベントについて会社が定める方法に従うものとする。
5. 会員が企画し、または開催するイベントに起因して、第三者または会社に損害、トラブルまたは事故が生じた場合、当該会員は自己の責任においてこれを解決し、当該損害を賠償するものとする。
6. イベントの開催により本ラウンジの全部または一部が貸し切り等になる場合、会社は事前に会員に対し、ホームページその他会員が確認しやすい方法により、その旨を通知するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない事由により事前に通知することが困難な場合は、この限りでない。

第 6 章 その他

第 19 条（清掃）

本ラウンジは、清掃スケジュールに基づき、定期的に本ラウンジ内の清掃を実施する。会員は、ロアスイート等の各個室の清掃中、当該個室を利用することができないことをあらかじめ承諾するものとする。

第 20 条（緊急時の対応）

1. 会社は、災害、事故その他の緊急事態が発生した場合、会員およびゲストの安全を最優先に、速やかに次の各号に掲げる対応を講じるものとする。
 - (1) 緊急時の避難誘導および安全確保を実施すること。
 - (2) 必要に応じて警察、消防、救急その他の外部機関に通報すること。
 - (3) 会員およびゲストに対し、速やかに情報を提供すること。
2. 会員およびゲストは、緊急時に施設スタッフの指示に従うものとする。
3. 緊急時に生じた損害に関する会社の責任については、規約第 22 条の定めによる。

第 21 条（施行）

本細則は 2025 年 9 月 1 日より施行するものとする。

【附則】

2025 年 9 月 1 日 制定

2026 年 9 月 1 日 改定